

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、独創性及び革新性に優れた技術を持つ研究開発型企業をさいたま市リーディングエッジ企業として認証し、認証された企業の国際競争力向上及びイノベーションの創出（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。以下同じ。）並びに本市産業のイメージアップを推進するため、認証制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 さいたま市リーディングエッジ企業の認証を申請できる者は、製造業者等であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本社を有する企業
- (2) 市内に研究開発拠点又は製造拠点を有する企業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める企業

(募集期間)

第3条 さいたま市リーディングエッジ企業の認証申請の募集は、毎年度1回、期間を定めて行うものとする。

(申請)

第4条 さいたま市リーディングエッジ企業の認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請内容の確認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請書に記載された事項及び必要な書類の内容（以下「申請内容」という。）を確認するものとする。

- 2 市長は、申請企業に対し、申請内容の計画、企画案等の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、申請企業に対し、申請内容に関する現地調査を実施し、及び確認に必要な資料の提出を求めることができる。

(審査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請内容の確認の結果、適正であると認めるときは、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）別表に規定するさいたま市研究開発型企业認証委員会（次項において「審査委員会」という。）に対し申請企業の審査を付するものとする。

2 審査委員会は、市長が別に定める認証審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき申請内容を審査し、市長に当該審査結果を報告するものとする。

（認証の決定）

第7条 市長は、前条第2項の審査結果を踏まえ、認証に適すると判断したときは、さいたま市リーディングエッジ企業の認証を決定し、さいたま市リーディングエッジ企業認証書（様式第2号）を申請企業に交付するものとする。

2 市長は、第5条第1項の規定による申請内容の確認の結果、適正であると認められないとき又は前項の場合において認証に適すると認められないときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請に係る結果通知書（様式第3号）により、その旨を申請企業に通知するものとする。

（さいたま市リーディングエッジ企業認証の表示）

第8条 前条第1項の規定により認証を受けた者（以下「認証企業」という。）は、さいたま市リーディングエッジ企業の認証を受けたことを表示することができる。

（認証企業の支援）

第9条 その他の企業を支援する機関（以下「支援機関」という。）と協力して、認証企業に対して、認証企業の国際競争力向上及びイノベーションの創出に必要な次に掲げる支援のうち、本市及び支援機関が支援することが可能なものであって、認証企業が必要とする支援を行うものとする。

- (1) 広報又は情報発信の支援
- (2) 技術開発又は商品化の支援
- (3) 販路拡大の支援
- (4) 人材育成又は人材確保の支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な支援

（認証内容の変更）

第10条 認証企業は、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書の記載事項に

変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じたときは、さいたま市リーディングエッジ企業認証申請事項変更届出書（様式第4号）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

（認証期間、継続認証等）

第11条 さいたま市リーディングエッジ企業の認証の有効期間は、第7条第1項の規定により認証を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間が満了となる場合において、継続して認証を受けようとする者は、満了となる年度の募集期間内に、さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第5条から第7条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

（認証の取消し）

第12条 市長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認証を不適合と認めたとき。

（損害賠償）

第13条 認証企業の事業活動等において、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、認証企業は、当該損害賠償債務を引受けるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、さいたま市テクニカルブランド企業認証の準備行為としてなされた募集、認証申請その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のさいたま市テクニカルブランド企業認証制度要綱の規定によりさいたま市テクニカルブランド企業の認証を受けている者は、当該認証の有効期間が満了するまでの間にあつては、この告示による改正後のさいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱の相当規定によりさいたま市リーディングエッジ企業の認証を受けているものとみなす。

さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書

（宛先）さいたま市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

さいたま市リーディングエッジ企業の認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱を遵守し、認証を受けたときには、特に次の事項について留意することを誓約します。

- 1 認証企業であることの情報発信を積極的に行い、さいたま市産業のイメージアップにつなげるよう努めます。
- 2 当方の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合は、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱第13条の規定により、当該損害賠償債務を引受け、対処します。

フリガナ	
企業名	
本社所在地	〒
さいたま市内の所在地	〒 さいたま市
及び機能	機能 いずれかに○（本社・研究施設・主たる工場）
フリガナ	

(4) 事業化に向けた技術ロードマップ、工程等
(5) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得状況について

3 コア技術又は製品に係る経営戦略等

(1) 対象とする市場の分野、規模、特色等
(2) 対象市場でのポジション又はシェア
(3) 今後の経営戦略等
ア 製造方法又は生産計画
イ 資金調達方法
ウ 営業又は販売計画

エ 利益見込み等

4 コア技術又は製品に係る経営開発、販売体制等

(1) 社内の体制等の概要

ア 技術開発等の人材体制

イ 営業、販売、アフターケア等の体制

(2) 外部との連携体制

5 コア技術又は製品に係る事業の推進に当たり、必要な支援内容等 ((2)については任意)

(1) 申請時に受けている公的機関による支援とその支援機関の名称

(2) 認証後に必要とする支援

ア 広報及び情報発信の支援

イ 技術開発及び商品化の支援

ウ 販路拡大の支援

エ 人材育成及び人材確保の支援
オ その他

6 企業の概要

業 種			
事業内容			
資 本 金	千円		
従 業 員 数	人（内正社員 人、内技術・研究開発担当者 人）		
研究開発費 （人件費は 除く）	千円／年		
海外の拠点			
表 彰 等			
事業実績		平成 年度（直近）	平成 年度（直近の前年度）
	売 上 高	千円	千円
	売 上 総 利 益	千円	千円
	経 常 利 益	千円	千円

7 応募の動機又は目的

--

備考 申請に必要な書類は、次のとおりとします。募集要領を確認の上、それぞれ必

要部数を添付してください。

(1) 登記簿、定款その他の書類で会社の設立及びさいたま市内への立地を証明する書類の写し

(2) 直近の法人市民税納税証明書の写し

(3) 会社案内、製品カタログその他の製品、技術等を紹介するもの

(4) 申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類（申請書を含む。）の写し

(5) 有価証券報告書を作成している企業：直近の有価証券報告書の写し及び直近3期分の会計監査人の監査報告書の写し

有価証券報告書を作成していない企業：直近3期分の法人税申告書一式（法人税申告書、決算書、勘定科目内訳書）の写し、直近3期分の監査報告書の写し（公認会計士による会計監査を受けている企業のみ）及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し（確認を受けている企業のみ）

(6) 企業コンプライアンスチェックリスト（様式指定）

様式第2号（第7条関係）

認証第 号

さいたま市リーディングエッジ企業認証書

（名称）

有効期限 年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱第7条第1項の規定に基づき、
上記企業をさいたま市リーディングエッジ企業として認証する。

年 月 日

さいたま市長

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証申請に係る結果通知書

名 称

代表者氏名 様

さいたま市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市リーディングエッジ企業認証申請につきましては、次の理由により、残念ながら認証に至らないものと決定いたしました。

理由

- 1 申請内容の確認の結果、適正であると認められないため。
- 2 厳正な審査の結果、認証に適すると認められないため
(審査の概要)

年 月 日

さいたま市リーディングエッジ企業認証申請事項変更届出書

（宛先）さいたま市長

所在地

名称

代表者氏名

印

さいたま市リーディングエッジ企業の申請内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

1 認証番号

2 変更事項

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書

（宛先）さいたま市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

さいたま市リーディングエッジ企業として継続認証を受けたいので、必要な書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱を遵守し、認証を受けたときには、特に次の事項について留意することを誓約します。

- 1 認証企業であることの情報発信を積極的に行い、さいたま市産業のイメージアップにつなげるよう努めます。
- 2 当方の事業活動等を原因として、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合は、さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱第13条の規定により、当該損害賠償債務を引受け、対処します。

認証番号	
フリガナ	
企業名	
本社所在地	〒
さいたま市 内の所在地	〒 さいたま市
及び機能	機能 いずれかに○（本社・研究施設・主たる工場）

フがナ		
代表者氏名		
設 立	(創業年 年※設立と異なる場合のみ)	
代表番号	TEL () —	FAX () —
URL:	日本語	
	英語その他の外国語	
連絡担当者 (役 職)	役職名 氏 名 連絡先 TEL () — E-mail	

1 継続認証申請の核心となる、自社のコア技術又は製品

コア技術又は 製品の名称	
コア技術又は 製品の概要	
現在の認証を 取得したとき のコア技術又 は製品の現況	

2 コア技術又は製品に係る事業内容

(1) コア技術又は製品の独自性、先進性等	
(2) コア技術又は製品の開発のきっかけ、プロセス等	

ア 自社独自（内部技術） イ 他社の技術を応用又は導入（外部技術） ウ 他社又は大学との共同開発 エ その他（具体的に ）
(3) コア技術又は製品に係る事業の内容、特徴等
(4) 事業化に向けた技術ロードマップ、工程等
(5) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得状況について

3 コア技術又は製品に係る経営戦略等

(1) 対象とする市場の分野、規模及び特色
(2) 対象市場でのポジション及びシェア
(3) 今後の経営戦略等
ア 製造方法又は生産計画

イ 資金調達方法

ウ 営業又は販売計画

エ 利益見込み等

4 コア技術又は製品に係る経営開発、販売体制等

(1) 社内の体制等の概要

ア 技術開発等の人材体制

イ 営業、販売、アフターケア等の体制

(2) 外部との連携体制

5 コア技術又は製品に係る事業の推進に当たり、必要な支援内容等 ((2)については任意)

(1) 現在の認証に基づいて受けた支援及びその効果

(2) 継続認証後に必要とする支援

ア 広報又は情報発信の支援

イ 技術開発又は商品化の支援

ウ 販路拡大の支援

エ 人材育成又は人材確保の支援

オ その他

6 企業の概要

資本金	千円		
従業員数	人（内正社員 人、内技術・研究開発担当者 人）		
研究開発費 （人件費は 除く）	千円／年		
海外の拠点			
表彰等			
事業実績	平成 年度（直近）	平成 年度（直近の前年 度）	
	売上高	千円	千円

	売上総利益	千円	千円
	経常利益	千円	千円

7 継続認証を希望する理由

備考 申請に必要な書類は、次のとおりとします。募集要領を確認の上、それぞれ必要部数を添付してください。

- (1) 直近の法人市民税納税証明書の写し
- (2) 会社案内、製品カタログその他の製品、技術等を紹介するもの
- (3) 申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類（申請書を含む。）の写し
- (4) 価証券報告書を作成している企業：直近の有価証券報告書の写し及び直近3期分の会計監査人の監査報告書の写し
 有価証券報告書を作成していない企業：直近3期分の法人税申告書一式（法人税申告書、決算書、勘定科目内訳書）の写し、直近3期分の監査報告書の写し（公認会計士による会計監査を受けている企業のみ）及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し（確認を受けている企業のみ）
- (5) 企業コンプライアンスチェックリスト（様式指定）